

# 月報 (令和7年3月号)

# いしのまき



みやぎハローワークキャラクター  
「ガンちょーさん」

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18  
(石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158

## ○ 一般職業紹介状況 (令和7年1月内容) について

### 【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.57倍となり、前年同月差では0.02ポイント下回り、前月差は0.12ポイント上回りました。

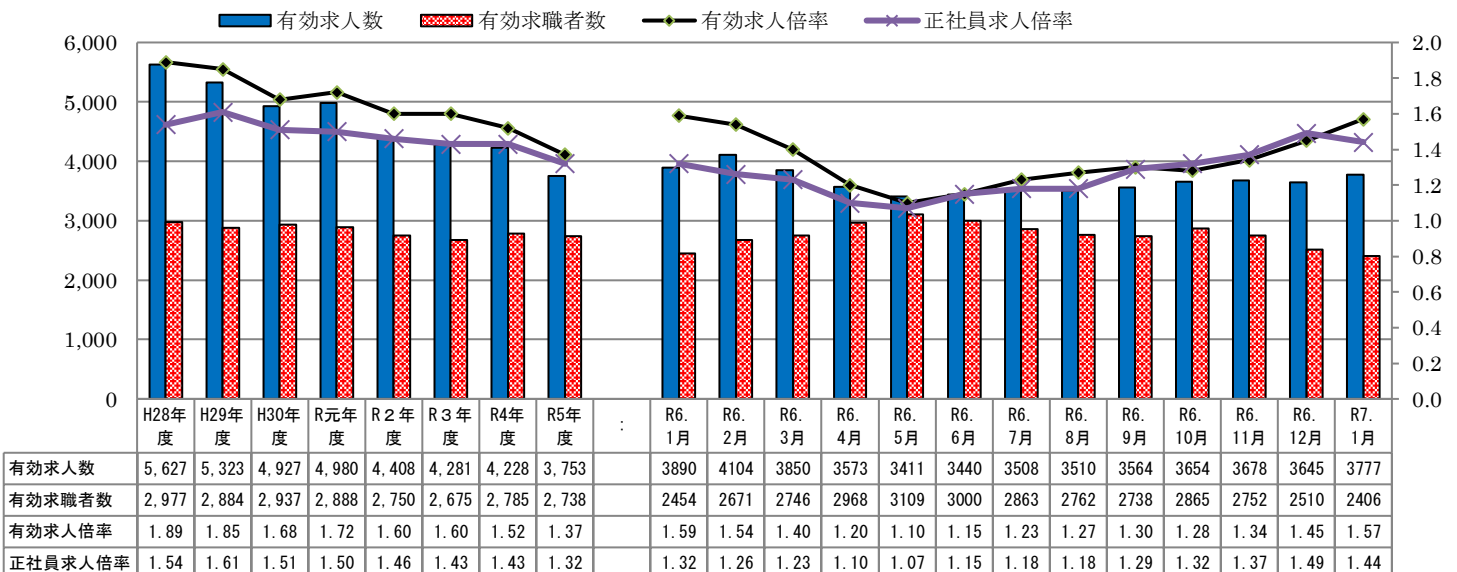
### 【求人のおよす】

- 新規求人数は1,561人で、前年同月比で3.3%減(前年同月差53人減)、前月比で28.8%増(前月差349人増)となりました。
- 月間有効求人数は3,777人で、前年同月比で2.9%減(前年同月差113人減)、前月比で3.6%増(前月差132人増)となりました。

### 【求職のおよす】

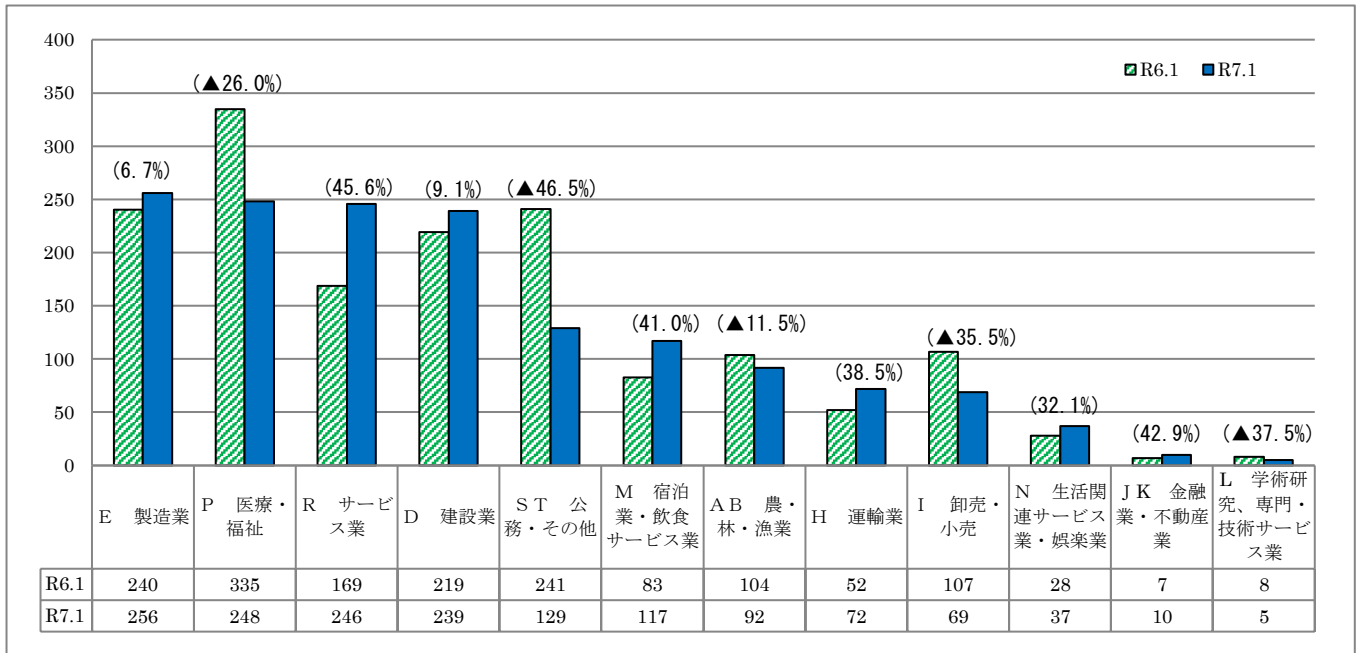
- 新規求職者数は725人で、前年同月比で1.0%減(前年同月差7人減)、前月比54.3%増(前月差255人増)となりました。
  - 月間有効求職者数は2,406人で、前年同月比で2.0%減(前年同月差48人減)、前月比で4.1%減(前月差104人減)となりました。
- 月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,007人で41.8%、45歳以上54歳以下は551人で22.9%、55歳以上は848人で35.2%となっています。

## 求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,561	*	*	28.8	▲3.3	
月間有効求人数	3,777	*	*	3.6	▲2.9	
新規求職者数	725	311	414	54.3	▲1.0	
うち雇用保険受給者	156	53	103	41.8	20.9	
月間有効求職者数	2,406	1,090	1,314	▲4.1	▲2.0	
うち雇用保険受給者	907	379	528	▲0.8	3.4	
求人倍率	新規	2.15	*	*	▲0.43 P	▲0.05 P
	有効	1.57	*	*	0.12 P	▲0.02 P
紹介件数	779	340	439	37.6	▲0.3	
うち雇用保険受給者	167	71	96	9.2	12.1	
就職件数	167	76	91	▲27.4	▲7.2	
うち雇用保険受給者	46	25	21	▲31.3	▲11.5	
新規就職率	23.0	53.7	40.3	▲25.9 P	▲1.6 P	

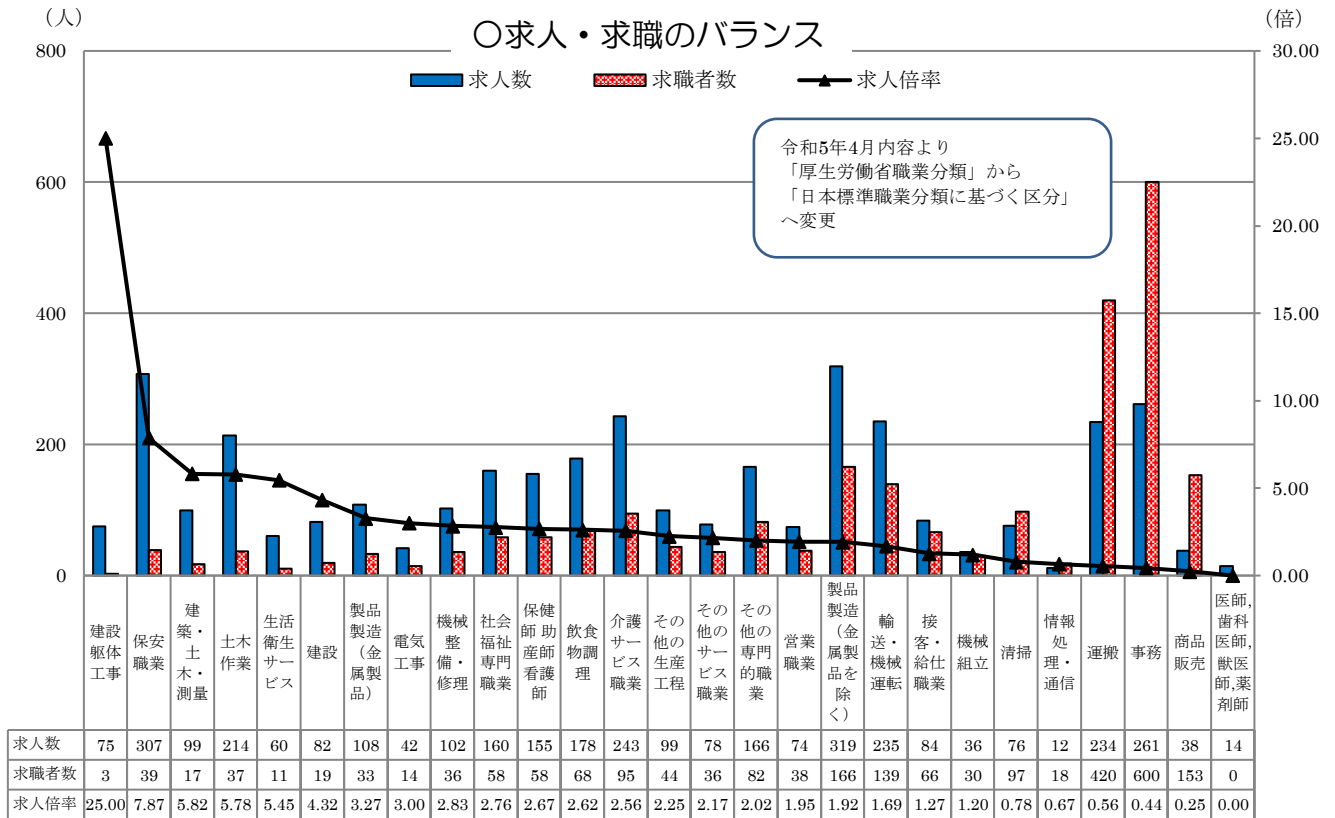
※平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	51	9	13	25	4	112.5	82.1
新規登録者数	12	1	5	6	0	33.3	100.0
就職件数	10	2	3	5	0	▲33.3	0
月末現在有効求職者数	170	39	23	93	15	26.9	▲38.4

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



※ パートを含み、臨時を除く常用  
 ※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

### ○ 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	8	*	*	0	▲11.1
	廃止事業所数	5	*	*	▲44.4	▲44.4
	月末現在事業所数	3,956	*	*	0.1	▲2.2
被保険者関係	資格取得者数	457	259	198	32.5	▲2.1
	資格喪失者数	514	264	250	36.0	▲16.3
	離職票交付件数	348	*	*	46.2	▲14.7
	月末現在被保険者数	43,779	24,817	18,967	▲0.1	▲2.1
給付金関係	受給資格決定数	179	56	123	25.2	14.0
	一般給付受給者数	646	279	367	▲6.4	▲0.3
	一般給付金額(千円)	83,712	41,235	42,447	5.6	▲9.4
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	-
	個別延長給付金額	0	0	0	-	-

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

### ☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

### ○ 3月の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・**3月11日(火)**です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00~16:00の間の30分程度を予定しております。  
 ※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)

事業主の皆さまへ



## 2025年4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されます

育児・介護休業法では、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが、従業員が1,000人を超える企業の事業主に義務付けられています。

育児・介護休業法の改正により、**従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けられます。**  
(令和7(2025)年4月1日施行)

### 改正後の対象企業 常時雇用する労働者が300人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

#### 常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。  
すなわち、**過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者**

### 公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。  
 ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）  
 ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

### 公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、12万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト  
**両立支援のひろば**  
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

